

平成24年度第1回富里市国民健康保険運営協議会会議録（要点筆記）

招集年月日	平成24年5月17日		
招集の場所	富里市役所 別館2階 大会議室		
開会・閉会の時間	開会 平成24年5月17日 14時00分 閉会 平成24年5月17日 14時27分		
◎会長 ○会長職務代理	氏名	出欠等の別	届出の有無
	◎池田 明	○	
	○大塚 良一	○	
	林田 美恵子	欠	有
	綿貫 文雄	○	
	大竹 俊子	○	
	田中 章三	○	
	我妻 道生	○	
	内田 啓二	○	
	麻野 邦子	欠	有
会議録署名委員	池田 明		
説明のため出席した者の職氏名	国保年金課長 栗原 智彦		
	国保年金課副主幹 甲田 修巳		
	国保年金課副主幹 新井 弘子		
職務のため出席した者の職氏名	国保年金課主査 岩館 進		
会議に附した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成24年度第1回富里市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成24年5月17日（木）
午後2時00分～
場 所 別館2階 大会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 報 告

(1) 富里市国民健康保険税条例の一部改正について

(2) 富里市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱について

4 その他

次回会議予定

事務局（案） 平成24年8月9日（木）午後

※開催する場合は事前に通知します。

5 閉 会

○委員の意見 ⇒市の説明
報告

(1) 富里市国民健康保険税条例の一部改正について

⇒地方税法の一部を改正する法律が平成24年3月31日(同年4月1日から施行)に公布され、富里市国民健康保険税条例において東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を加えるための所要の改正を行ったものです。

条例上、附則に17として追加するものです。

被災居住財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例、居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、その敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以降、現行の3年から、7年経過する日の属する年の12月31日までの間に延長するものです。

質疑・・・ないという声あり。

⇒市長が専決処分いたしましたので、次の議会、つまり6月議会に先決処分の承認を取るための議案を、提出し、事務的手続きを今後進めて参ります。

(2) 富里市健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱について

⇒富里市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱ができあがりまして平成24年4月1日施行となりました。

被保険者が入院する場合で、かつ収入が著しく減少したという要因が必要となります。さらに、世帯主及び該当世帯に属する被保険者の実収入月額が生活保護法による基準生活費に1.3を乗じた額以下であり、かつ預貯金の総額が基準生活費の3か月以下であることが必要になります。

世帯主等の実収入月額が基準生活費以下で全額免除、120%以下で1/2減額となります。減免の期間は、1か月単位の更新性で基本3か月まで、継続が認められるときはさらに3か月を限度として延長ができます。

また、130%以下の方は納付猶予となります。6か月間の猶予を設けて分割で納めていただきます。

○一部負担金の減免及び徴収猶予の要綱に該当する事例は富里でありますか。

⇒お一方いまして、女性の自営業の方で、子宮癌が肺等に転移して、治療しないといけないという状況の方です。

収入が著しく減少してしまうという状況ですが、どれ位の期間入院するのかっていうところが、この要綱の適用上、入院するということが基本条件ですので、その方は入院しないで治して、早く事業をやりたいという方です。となると、この要綱の適用というのが難しくなってきます。

仮に入院されるということであればこの要綱に該当するという状況です。

今のところ、1件です。

○市民の方々はどういうところから知ることができるのですか。

⇒市の窓口に来られるのが一般的です。

それによらない場合はホームページや掲示物などになります。

○一部負担金ですから医者にかかる方が対象だと思うのですが、生活保護費130%以下という点、全体的にはかなり要ると思います。ですからその点で、生活保護認定ほどの調査はできないと思うので、よく聞き取って慎重にやってください。

○入院を前提にしているんですけど、要綱に出ていますか。

⇒取扱要綱の第4条の第2項があります。

文言を読み上げますと、「前項の決定は、世帯主等の預貯金総額が基準生活費の3か月分以下であり、かつ、当該世帯の被保険者が入院療養を受ける場合に限り行うものとする」これが、他市でもやっている一般的なケースです。

次回会議日程

8月9日（木）午後開催予定